

第4回 首里城火災に係る再発防止検討委員会 議事録

日時：令和2年11月25日(水) 午前9時57分～午前11時34分

場所：首里杜館1階情報展示室

出席者(首里杜館1階情報展示室)：委員長、委員1名 (WEB会議システム)：委員3名

1. 開会

司会) ・委員会開催の宣言

あいさつ

沖縄県土木建築部参事)

おはようございます。沖縄県土木建築部参事の●●でございます。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、本委員会に御参加いただき誠にありがとうございます。

去った令和2年9月11日には、●●委員長から沖縄県知事への中間報告書の手交式を実施することができました。委員の皆様には、これまでの調査等を踏まえ、中間報告を取りまとめたいただき、ありがとうございました。

今回の委員会も、新型コロナウイルスの影響により、県外の委員の皆様には、WEBでの参加となりましたが、10月末の兵庫県の姫路城、京都府の妙心寺や清水寺での事例調査やこれまでの調査等を踏まえ、年度末の最終報告に向けて御議論をよろしく願いいたします。

司会)ありがとうございました。続きまして、委員長から御挨拶をお願いいたします。

委員長)

委員長の●●です。おはようございます。

本日の委員会は、10月末に実施しました県外の姫路や京都の事例調査や、これまでの事実関係等の調査や検討を踏まえて3月の最終報告に向けた議論を行っていききたいと思います。

コロナの関係で全員集まれないのは大変残念ですが、ぜひ充実した議論をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

- ・プレス退室 ・傍聴者・関係者入室
- ・会議成立の報告 ・傍聴者・関係者紹介 ・配付資料確認

2. 議事

委員長)早速議事を進めてまいりたいと思います。

本日議論いただきたいものが4つ示されております。WEBという性格上、円滑なディスカッションが難しい関係もありますので、まずは、1～3については、それぞれ資料説明の後に委

員の先生方から補足の意見があれば御発言いただきまして、4の報告書に盛り込むべき事項については、お一人ずつ発言をお願いしたいと考えております。それではよろしく申し上げます。まずは、議事(1)調査等の進捗確認について、事務局から説明をお願いいたします。

(1)調査等の進捗確認

事務局) 資料説明

委員長)ありがとうございます。

今ありましたように、今後のさらなる調査については、財団からのヒアリング、消防には時間等の確認の関係がありますので、それを予定しています。12月に実施したいと考えている財団ヒアリングの案は、事実関係等についての補足の質問はやるとして、今までの事実調査とは違って、今回の火災を受けた財団の受け止め、彼らの総括についての意見を伺いたいと考えております。

それから2月頃書いてある財団・消防との意見交換につきましても、この委員会で取りまとめる内容を前提にして、財団・消防も含めて率直に意見交換をして、それを最終報告に生かしたいと考えているところです。

こういうことを予定していますが、先生方から、さらに追加で質問すべき、やっておくべきことについての御指摘があればお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

委員)最後におっしゃった2月の財団・消防との意見交換の中に県も加えるべきではないですか。

委員長)はい、それで構わないと思います。

委員)県が委員会を主催していますが、首里城の管理に関わる立場として県も加わるべきだと思います。

委員長)分かりました。ほかの先生方からは御意見はありますか。

委員)国は国で防災設備をどうするか検討していますが、正殿はスプリンクラーがあれば安全かというところでもないで、初期の対応がかなり必要です。ですので、内閣府との認識の共有と意見交換は密にやっていただきたいと思います。

委員長)分かりました。これは先ほど案として挙がっている財団・消防、それから県との意見交換とは別にやったほうがいいイメージですか。

委員)全体で認識を共有したほうがいいという面で一緒のほうがいいでしょうね。

委員長)分かりました。では、これについては国の意向も確認して一緒に加われるのであればそ

の方向で調整を進めていきたいと思います。

委員)国の委員会でも私がそういう発言をいたします。

委員長)よろしくお願いいたします。それ以外に何か追加で調査しておくべき点等ありますでしょうか。

委員)確認ですが、意見交換の意味は、最終報告案をお示しして、それに対する疑義等について聴取するという趣旨でよろしいですか。

委員長)はい、そういう趣旨でそういうイメージです。

委員)言い分をちゃんと聞くということですね。

委員長)はい。財団と消防、それから県も同席させることによってみんなの認識をある程度合わせていきたいというイメージです。

委員)その趣旨をしっかりと押さえてやってください。

委員長)はい、分かりました。よろしいでしょうか。それでは、次の議題にまいりたいと思います。10月末に姫路・京都に事例調査に行ったわけですが、その調査の概要につきまして、まずは事務局で説明をお願いいたします。

事務局) 資料説明

委員長)今の調査を受けまして、弁護士チーム・防災チームからそれぞれ受け止め等を発表してもらいたいと思います。まず弁護士チームから●●先生、お願いします。

委員)弁護士チームとしての受け止め、学んだことをお伝えしたいと思います。

設備、管理体制も含めて細かいことは先に防災チームがきちんとまとめられていて、しっかりと整理してくださっていたので、弁護士チームとしては細かい部分ではなく、大きな観点から考えてまとめをさせていただいております。

事例調査の共通点、首里城公園との違いを認識した上でまとめさせていただきました。まず1点目は、過去の火災の歴史の記憶を教訓として今にきちんと残して受け継いでできているところが、やはり姫路城もそうですが、特に妙心寺、清水寺で強く感じました。歴史的な色合いが少し違う側面もあったと感じます。

それはどういうことかということ、首里城は第二次世界大戦で焼失してしまい、昭和20年頃から平成4年まで50年近い空白の時代がありました。私が子供の頃は、首里城はありませんでした。

た。年齢がばれてしまうのですが、大学に入る時期に首里城がいきなり現れたというのが私の正直な感覚です。

空白の時間が長かったことに加えて、戦争で失われた感覚が過去の火災の記憶というか、首里城は過去に何度も火災で焼失していますが、過去の教訓や火災の記憶まで焼失させてしまったのではないかと感じております。戦争が教訓を焼失させたのではなくて、戦争で失われてしまった感覚がやはり過去の教訓まで失うことになったのではないかという感想をもちました。でも妙心寺や清水寺や姫路城もそうですが、火事は日常の中にあることをとても意識されていて、日常の中に火事があるから教訓を語り継いでいく。私としてはそこがかなり印象に残ったので、そのあたりは首里城との違いは大きいと感じました。その違いが防災に対する意識の違いにも少し影響しているのではないかと感じています。

2つ目、それぞれの事例で設備の最適化をかなり意識されていることと、設備が仮に最適であったとしても、もちろん設備は古くなっていくものでもありますし、限界もあることを当事者たちが強く意識されていて、設備や消防に頼らない、自分たちで守るという強い意識を持って防災業務に当たっているところも非常に特徴的だったと思います。

先ほど●●先生から「どうやら正殿はスプリンクラーをつけても難しいようだ」という御発言があったと思いますが、まさにそのとおりでと思います。現代の建築基準法の規制をクリアしているわけでもないですし、火災に対して脆弱だという大きな特徴は、復元の仕方をどう工夫しても、やはり根底には残ってしまうところもあるので、設備を地域の環境だったり、建物の特性に合わせて最適な状態にすることに加えて、やはり最後は自分たちで守る、最後は人が大きいのかなと思いました。

先進事例の視察時に●●先生が「人だな」とおっしゃったことはとても印象深く残っていて、最後は人が守るということはとても大事だと思っています。

それから3点目、消防との連携がいずれの事例でもしっかり構築されていると感じました。それはもちろん設備面でもそうです。自動的にすぐに通報されるシステムで、例えば姫路城はどのあたりで火災報知器が発報したかを消防側がタブレットで確認できる。もちろん通報を受けたところでもそうですが、消防との即時の情報共有が非常に徹底されていると感じました。

それから、京都でお話をされていたかと思いますが、火災報知器が鳴ったら、それが誤報であれ何であれ必ず駆け付けることがポイントだと。要するに発報があっても行かずに済みました、何でもなかったですということではなく、必ず駆け付けることがルールになっているのは、消防と実際に管理している側とのコミュニケーションを密にすることにもつながっていると思います。それが弁護士チームとして印象深く残っている部分です。

それを踏まえて、先進事例を首里城の防災にどう生かすのか。やはり歴史は変えられないので、これから防災関連業務を担う者の意識をどう醸成していくのか、どうつくりあげていくのかを参考にさせていただきたいと思っています。

意識を持ちなさいと言うだけでは意識はつくられないので、防災業務の専門性や継続性の観点から、どのように人材を確保するのか、人材確保もとても重要なポイントになると思いますし、どうやって人材を育てるかも参考になるべき情報をたくさん得られたと思います。

2点目としては、やはり消防との連携です。設備的な部分は防災チームの先生方が首里城に適

切な設備の在り方をしっかり検討してくださっていますし、国の委員会でもそういったものを前提にして話が進んでいると思いますので、この点はお任せします。

我々弁護士立場では、消防とどのようにコミュニケーションを構築するのか、それをどう維持するのか、管理者側が国内外の先進事例を見てどのように意識を高めていくのか、モチベーションの維持の仕方や陳腐化を防げるのかを先進事例から我々がくみ取るべきだと思っています。弁護士チームからは以上です。

委員長)ありがとうございました。

では、続きまして防災チームからも受け止めについて報告をいただきたいと思います。

委託事業関係者) 大きな視点としては先ほど●●先生がおっしゃっていただいたことは防災チームとしても共有しているところではございます。それらを組み立てるそれぞれの項目を整理しましたので、説明させていただきます。

今回の事例調査で●●先生と●●先生に御紹介いただいた妙心寺や姫路城を中心に回ってきました。

それぞれ当日学んできたことを「未然防止」、「早期発見」、「初期消火」、「延焼防止」、「円滑な消防活動」という大きな項目に分けて整理させていただいております。

そのうち管理体制全体としましては、姫路城も妙心寺も清水寺も共通しております。先ほど●●先生がおっしゃったこととまさに同じではありませんが、責任の所在が明確な管理体制であること、管理者も夜間の自衛消防組織に加わっていること、管理者・委託者など関係等の意識向上と人材育成に積極的に取り組んでいることが特徴的な部分でした。

加えて防災教育や防災訓練も夜間警備員や監視員の防災訓練への参加を徹底されておりました。

長期修繕計画につきましては、先生方も気にしている大事な点ではございますが、設備の劣化による更新や建築の改修に合わせた定期的な修繕や更新の計画(15年サイクル)をしっかり立てていまして、予算化の仕組みもある程度のところはできそうではございます。

設備の自主点検項目につきましては、自主点検に関する条例が姫路市では制定されていて、参加して強く驚きをもって捉えていた項目です。

加えて管理者や自衛消防隊による頻繁な点検、委託業者に任せるだけではなくて、管理者自身もダブルチェックを行っていくというような体制でした。

7ページ目にいきまして、早期発見の項目としましては、消防への正確な情報伝達ということで、姫路城では消防との毎日の通報訓練を行っていることが、先ほど●●先生もおっしゃっていた火災エリア場所が表示パネルで施設管理者が一目で把握できる仕組みという点。また消防局と同じ情報を共有するシステムを設置して、映像や発報中の感知器の位置情報を即座に消防と共有できる体制がとられておりました。

初期消火につきましては、主に小口径の消防ホースをどこでも設置しております。妙心寺の建物の出入口付近(屋内)に屋内消火栓(易操作性1号消火栓)を設置しているところが上出来でした。

また、延焼防止としましては、風向きなどを考えて延焼シミュレーションによる季節風の延焼拡大対策を行っています。

最後に円滑な消防活動としましては、消防活動の阻害要因となっておりました門や城郭、門を乗り越えて建物近くまで緊急車両の進入確保、動線を確保されている事例がありました。

また、火災現場における消防本部と管理者の連携の確保。十分な消防水利の確保はどこでもされておりまして。以上で簡単ではございますが、報告をさせていただきました。

委員長)ありがとうございます。

以上の事例調査の中から、首里城においては特に参考にすべき点と補足があれば委員の先生方から御発言をいただきたいと思いますが、何かありますでしょうか。

委員)先ほど●●委員が言っていたように、国との意見交換、あるいは協議体制も既に始めていると思いますが、先ほどの表に戻していただけますか。パワポ(資料1の6ページ)これは調査結果だからいいのですが、左の枠を設けて、今の国の委員会で検討されていること、あるいは実施が予定されていることのチェックを入れていくといいのではないかと思います。未検討の部分もありますから、特に管理体制は国ではあまり検討対象ではないので、管理は省くとして、特に次のページ(資料1-7)の中には、例えば設備に関してはかなり国の導入が決まっているものもありますので、その辺は分かるようにしておくといいかなと思います。

今後の方向として、チェックを入れたもので国だけではなくて、首里城の防火対策として少なくとも検討すべきだという意味でのチェックをここに入れておくの見やすいのではないかと思います。

委員長)分かりました。

国との調整状況も一旦資料に落とし込んで、次回の委員会の資料にさせたいと思います。

委員)訂正します。国というよりは、首里城の防火対策としてやはり検討すべきだという意味でのチェックです。国はもちろんそうです。

委員長)分かりました。ほかにもございますか。

委員)内容的な整理の仕方はいいと思いますが、最終的な報告書には、妙心寺、姫路城、清水寺の場合との違いを明確にどこかに指摘してほしいです。確かに先進事例ではありますが、姫路城の場合は基礎自治体が消防と姫路城をやって、ですから仲間意識が非常にしっかりしていると思います。それによって連携がうまくいっているんです。

ただ首里城の場合は、指定管理は甲乙の関係ですから全く違うんです。だから甲乙の関係ではなくて、仲間意識でいくなれば、県の役割がどうなのかは探れるようにしておいたほうがいいのではないかと。

それから妙心寺と清水寺に関しては、宗教法人と市民や地域社会等の連携が非常によくでき

ていると思います。それらをどこかで少し書いていただいたほうがいいのではないかとというのが意見です。

委員)今の●●先生の御意見とも関係しますが、姫路城は国有財産で、国のものを姫路市が管理しています。20年以上前に防災事業で関わっていますが、姫路市も大事にできてきましたし、文化庁から相当いろいろ言われてこの体制になったと思います。国の財産を市が管理している部分では清水寺、妙心寺とは全く違いますが、でも今の姫路城の位置づけと首里城は少し似た部分もあるので姫路城は参考になると思います。県か市の違いはありますけど。

委員長)分かりました。恐らく消防も姫路市なので、そこが同じという理解でいいかと思います。

委員)そうです。

委員長)分かりました。そのあたりも少し考えておきたいと思います。

委員)実際にそこに住んでいる人がいるかないかによって夜間の体制に大きく影響を与えらると思うので、その意味でも姫路城と首里城は近い。妙心寺、清水寺はお寺を中心とした防火体制ができていて、実際に修行されている方がいたり、住んでいることが大きな違いだと思います。本当に参考になる部分は姫路城の管理や設備の在り方に多いだろうと思います。

委員長)ありがとうございます。よろしいでしょうか。では、次に進みたいと思います。

3番目、防火対策に係る国・県の現在の調整状況につきまして事務局から説明をお願いいたします。

(2)再発防止策の検討

事務局) 資料説明

委員長)ありがとうございます。

国と県との連携の在り方につきまして、国の委員会に参加されている●●先生、●●先生から特段補足等があればお願いいたします。

委員)必要な設備に対して必要な人員を県でも検討して国とも共有を図っているという報告と理解してよろしいでしょうか。

事務局)はい、報告でございます。

委員)中身の細部について議論する場ではないのですね。

委員長)はい、そうです。

委員)分かりました。

委員長)先ほどの●●先生、●●先生の御意見を踏まえまして、国との意見交換、認識を共有する機会なり手続を少し増やしたいと思っておりますが、ほかに何かありますでしょうか。

委員)特にありません。

委員長)それでは進めまして、今日の一番の本題になりますが、今回の最終報告書に盛り込むべき内容はどうするのかという部分があるのですが、目次を少し見直しております、弁護士チームでは修正について提案があります。●●弁護士から説明いたします。

(3)今後の進め方

④報告書に盛り込むべき事項等

委員)弁護士チームで目次案の変更、一部防災チームからの御提案もありますが、大きな部分は弁護士チームからの変更の御提案になります。参考資料4が分かりやすいと思うのでお手元にお開きください。

変更案の赤字部分が今回の変更箇所、内容に変更はないけれども、記載場所が変わるのが青字です。

第1は特に変更点はございません。第2もそれほど大きな変更点はございません。

2-4は、実際に報告書をドラフトしていくと、管理区分と管理体制を明確に分けると書きづらいし、説明しづらいということで、1つにまとめて説明したいのでまとめてさせていただきます。

タイトルが赤字になっていないのですが、(2-4)元の案では(3)で、変更案では(2)、施設管理状況ということで変わっています。当初は城郭内の状況だけの確認を想定していたと思うのですが、ただ城郭内だけで管理が完結しているわけではなく、奉神門のほうと首里杜館のほうと全体として管理していると思うので、これは分けられないので城郭外についても触れる趣旨で変更しております。

それから2-6 公設消防の体制は、防災チームの御意見で新規追加の部分です。消防との連携は非常に重要なポイントになる部分ですが、だからこそ最初の第2の事実確認のところで消防体制を確認しておきたいという趣旨になります。

それからめくっていただいて最後の2-7 法令の適用状況ですが、都市公園法も記載させていただいて、その他として、必ず法律上守らなければいけないものではないけれども、非常に参考となる、もしくは参考とすべきガイドライン等もここで触れておいたほうがよいだろうということで追記になりました。

それから第3も新規というより整理がしやすいという趣旨の修正がほとんどになっています。

3-1、3-2はタイトルの変更等ですが、3-3ではヒアリング対象ごとにそれぞれ分けて結果を記載して、最後に総合的に確認できる事実経過という形でまとめたいと思っています。

3-4 消防活動の状況は、内容の変更というよりは場所の変更になります。監視カメラの映像を元の項目から落としています。独立していた項目3-3の監視カメラの映像を落としたのは、実際に監視カメラから得られる情報がそれほど大きな情報ではない。もちろん出火時間の特定には非常に参考になるのですが、出火原因がはっきり分かるものでもないし、その映像から分かるものは、美ら島財団からのヒアリングの結果の中に記載して、そこでまとめていけばいいだろうという趣旨です。監視カメラの映像等を独立させていたところから、別のヒアリング結果の項目に入れたいと考えています。第3はそれぐらいです。

次の第4と第5がだいぶ大きく修正・追加が増えています。追加をしたのは、第4も第5もそうですが、大きな流れとしては、出火があって、火災を発見し、初期消火を行い、延焼防止のための消防活動を行う流れになると思うので、流れに沿ってまとめる形にさせていただいております。

出火原因の検討は、従前の目次の案と変わっておりませんが、従前の目次案の延焼要因の検討を少し細かく分けて、4-2 早期発見・初期消火できなかった要因の検討と、4-3 延焼拡大要因の検討の2つに分けて確認、議論したいと考えています。

一般的な火災の流れとは違うのですが、4-4 管理体制についての課題の検討は独立して置かせていただいているのは、もちろん4-2 初期消火に含めてもいいのですが、今回火災の発見が遅れたことが一番大きいので、初期消火体制が十分ではなかったことが、ぼやでとどめられなかった直接的な原因になったと言い切ることは難しいのかなと思っています。でも再発防止を考えた場合には、初期消火体制はなくてはならないもの、確立しなくてはいけないものなので、そこは初期消火体制がどうだったかを中心的に確認していきたいので独立して課題と書かせていただいています。

皆さん一般の方々には、火災の原因と直結させて何を論じるのかという方向性で考えますが、火災の直接の原因ではなくても、今後の課題を検討する上で、今後の体制を構築していただく上で非常に重要だと思ふことをこちらに記載したいと思ふし、ここは報告書を読まれる方に誤解がないように注意して記載すべきところかなと思っています。

それから最後の第5で、まず総論を言っています。ただ今の時点では総論という形にしていますが、論点がぼやけないように、最初は簡潔な記載をして、最後にまとめのような記載をする形もあり得るのかなと思っています。これはまとめながら検討させてください。

再発防止の検討結果のところは、まとめをどこに置くかは後で確定させることにして、まずは参考にするべき技術と管理の工夫ということで、最初の5-2に先進技術をまとめていきたいと思っています。

その次に、他県における先進事例3か所を見てきたので、先進事例を参考にすることもありまますので、5-3 他県における文化財管理の工夫ということで、設備面・管理面に分けてここでおさらいをしておきます。我々にとってはおさらいですが、報告書を読まれる方には情報がないので、ここは情報提供という趣旨になります。

5-2と5-3を踏まえた上で、まずは5-4 再発防止の観点から望まれる設備ということで、設備

と管理、いずれも出火、早期発見、初期消火、延焼拡大防止の流れをなぞるようにしています。特に設備面はそれが端的に表れていて、(1)出火リスクの低減、(2)早期発見のための設備、(3)初期消火設備、(4)延焼拡大防止のための設備という形になっています。

5-5は、管理面は先ほどの4項目だけでは少し足りないので、管理体制、大きなところからの課題であったり難しさであったり、それらを踏まえてどういう体制が望ましいのか、その点も最初で記載させていただきたいです。

出火リスクの低減、早期発見、初期消火、延焼拡大防止、このあたりは設備のところと一緒にです。(6)避難体制の再構築、(7)文化財の保管・搬出のルール、(8)訓練の徹底ということで、これは管理特有の問題なので記載させていただきたい。

最後に、最新の設備、もしくは最適な設備で管理体制を強固なものとしても時間がたてば陳腐化すると一般的に言われているので、陳腐化を防ぐ仕組みをどう構築するか、最後に(1)再構築過程における設備・管理体制の見直し、中間報告までの間にも何度も出てきましたけれども、復元は長期間かかるので、長期の復元期間の間、どのように管理をしていくのかを踏まえた見直しの方法です。その後が、(2)復元後の定期的な見直しの仕組みをどう考えるべきなのかという形になっています。

資料3の4ページ、5ページ目に、中間報告書の第3の再発防止に向けての視点がありますが、そのようにまとめたわけですが、その視点の中の1と2が再発防止の観点から望まれる設備、望まれる管理の在り方に関わってくる内容となります。

それから第3の縦3と縦4の両方が、最終報告書(案)の5-6 設備・管理体制の陳腐化を防ぐ仕組みの構築の部分に当てはまると考えています。
取りあえず案の説明は以上です。

委員長)ありがとうございました。

それでは、今の目次案も含めて、最終報告書に盛り込むべき事項、もしくはお考え等につきまして、委員の先生方から個別に御意見を伺いたいと思います。

先ほどの順番どおり、●●先生からお願いしてよろしいですか。

委員)目次のページを共有化していただけますか。

(参考資料4 4ページ)このページで結構です。その前のページもありますが、私が目次構成を少し見直したほうが良いと思ったのは、第5 再発防止検討結果です。5-5、5-6が一番大事な再発防止に向けての提言に当たるわけですが、その前段としての5-2、5-3、5-4です。

まず5-2 現時点における先進技術を書くのは悪くないですが、5-1 総論の次に出てくるようなものなのか、はっきり言ってなくてもいい。国の委員会で3月に発表された報告の中で、最先端の防災設備をつけることが特に強調されて、私は「最先端」と言った覚えはなくて、最近普及しているいろいろな技術という意味で言ったのが、沖縄では「最先端」という言葉がひとり歩きして、スプリンクラーのR型煙感知器が最先端ということになっていますが、全然最先端ではなく、ごく一般的に使われているものを文化財建造物にもっと積極的に取り入れましょうという意味なので、先進技術として紹介する必要があるのかなというのが1つ。5-2は、な

くてもいい。

5-3 他県における文化財管理の工夫は、ほかの事例調査のことをお書きになるのかなと思いますが、それはそれでいいのですが、先ほどの事例調査の結果でもありましたように、調べたところを並列的に書くのではなくて、一番学ぶべきところがあった姫路城を中心に書くようにして、「他県に学ぶ先進事例の工夫」という書き方がいいかと思います。

5-4 再発防止の観点から望まれる設備は、県が独自に入って解決できる話ではないので、主に国が検討しているわけです。もし私が目次構成を変えたとしたら、5-2として「今回の首里城火災における教訓と防災の問題点」、5-3が「他県における先進事例」、5-4では「国の委員会で検討されているハードの設備として考えられている計画」、5-5として、以上を受けて「再発防止の観点から望まれる管理の在り方」とつなげていくのがベストかなという気がいたします。5-2から5-3の項目立て並びに内容を少し検討されたほうがいいのではないかと思います。長くなって申し訳ないです。

委員長)分かりました。

全体の構成について●●先生から御意見がありましたけれども、ほかの先生から何か御意見はありますか。特に目次構成等について。

委員)今の●●先生の意見に大体賛成ですが、今回の火災は何が問題だったかということになっているのですが、ここで改めて首里城全体を見ていけば、いろいろな弱点が浮かび上がってくるわけです。例えば正殿では出火してもその周りだけにとどめるということをやらないと大変なことになりかねない。そのほかの建物とは少し違う防災がありますね。その論点整理が必要だと思います。それは5章の最初のほうになるのかな。

主な課題は、特に正殿の出火から拡大する初期段階の対策、それからその他のところは立て込んでいるので、延焼防止、その他部分は木造の復元の話ではないので、外観で普通の復元になるのですが、建物の対策もできるのですが、消防対策や何かで考えなければいけないことはいろいろある。

論点は出火場所や建物別にその整理が必要ではないかと思います。

委員長)これはどこでやりましょうか。

委員)第4-5の小括はどうですか。

委員)第4章、4-2は火災の要因になるわけですね。4-3はもう少し幅広い話が入るとすると、4-5の小括で論点整理をするといいと思います。

委員長)分かりました。それを受けた再発防止策のところでもどこかでそれを反映させた内容を書かないといけませんね。

委員)それがいいと思います。

委員長)ですから、もう少しきめ細かく管理体制も含めて考えないといけないという話ですね。

委員)はい。

委員長)分かりました。少し検討させて修正案をまた提示させていただきたいと思います。

委員)細かいことですが、第2-2 首里城公園の立地及び敷地特性並びに云々の部分に周辺市街地の状況みたいな話が必要ではないかと思います。今回は中から火が出ましたが、外部からも考えられないわけではないと思いますので、参考資料3には出火パターンとしても挙がっていますから、周辺市街地の話も少し入れてほしいです。

それから先ほどから議論がある最後の第5の総論に入れる内容として、公園としての利用密度が非常に高いです。正殿の造られ方に対して利用密度が非常に高い。その密度管理みたいなことをどうするかを総論の1つに入れるべきではないかと思います。

要するにオーバーユースみたいなものをコントロールするような考え方を入れておかないと昼間の火災の場合は、今回は死亡事故には至っていませんが、その危険性も十分にあることを予見していたほうがいいと思います。

委員長)分かりました。

委員)今の●●先生の御指摘は、多分事実確認では入っていますよね。

委員)利用状況がありますから、入っていますね。

委員)総論で触れた上で、かつ第5-5の(6)に具体的な記載をしてもよろしいですか。

委員)それでもいいですね。それが1つと。

それからもう1つは、人材に関して強調してほしい。皆さんの賛同を得られるかどうか分かりませんが、人を準備すればいいというものでもないです。要はキャリアアップした人でないと駄目です。姫路城みたいに相当プロフェッショナルになっています。その意味では材料の「材」ではなくて、宝の「財」を使うぐらいに意識したほうがいい。要するに人件費の算出でも全然違います。人がたくさんいればいいわけではなくて、統率する人がいて、当事者意識をもって、私が責任をもってやるんだという人を配置しないと駄目です。そういうことを指定管理の場合でも予算化しないと駄目ですから、訓練された人、経験を持った人、向学心盛んな人を置かないといけないということをどこかに書いてほしいです。

委員長)分かりました。恐らく5-5の(1)管理体制の中に入れていくイメージをしているのですが。

委員)総論でも触れておいてほしいです。

委員長)分かりました。

委員)総論で、場合によっては人材確保・人材育成ということで、訓練の徹底の前に独立させるというのもありかもしれないですね。

委員)こういうのは「人」と言うとはやけてしまう、僕はよく「人在」「人材」「人財」と言って新入社員3年ぐらいは存在でいい、7～8年は材料として地道にやっけていきなさいと、最後には宝の財になって、この人がいないと駄目だという人の育成をしなさいと言っています。それを強く感じましたのでよろしくをお願いします。

委員長)分かりました。目次に1つ独立した項目を上げられるかどうか修正案を考えてみたいと思います。

目次案にかかわらず、これに触れておきたいなどのお考え等があればお聞かせ願いたいのですが、いかがでしょうか。

委員)先ほどの目次案の最終の5のところでもいいのですが、県の報告書に書けるかどうか分かりませんが、●●委員長ともお話ししましたが、夜間の管理体制がカギとなるわけです。消防計画に載っている昼間の自衛消防隊とは全く違う。今までだと受託された警備会社の夜間勤務員がいるわけです。姫路城から学ぶとしたら、夜間警備の在り方については指定管理制度にまで踏み込むべきで、そこが一番のポイントだと思います。その辺はどこに書かれるのでしょうか。要するに自前でやる必要があることをどこかに書き込むことが必要だと思います。

委員長)5-5の(1)でシステムとしての管理体制ということで触れたいと思っていたのですが、その辺も少し目立つ形で目次等を工夫したいと思います。

私からもそのあたりで申し上げておきたいところがありますが、視点としては、行われている指定管理の問題と将来の管理体制としてどういうものがよいのか、その2つに分けて考えたほうがいいのではないかと、それが1点。

委員)それはそれで結構です。

委員長)現在行われている指定管理の問題に関しては、姫路等を見て感じるの、指定管理は包括的に管理を委ねて、民間活力でコストの削減を図ることに主眼があるのですが、今回は指定管理の指定条件の中に防災の在り方について具体的な指示条件がほとんどついていない。どちらかというと受託者側に管理の仕方も含めてかなりお任せになっていることが問題かと思っています。

また、将来の管理体制として、先ほど●●先生から指摘のあった人材をどう残していくかを考えると、今の指定管理自体は契約期間があって、しかもプロポーザルの入札で勝った者が指定管理を引き受けることになっていますので、人材育成が長期ではなかなか難しい部分があるかと考えています。指定管理に防災まで含めて任せたほうがよいのか、それとも全く違う制度にするかは、皆で議論して考えるべきポイントだと感じています。私は以上です。

先生方からもほかに御意見等があればお伺いしたいのですが。

委員)それは県の考え方ですか。

委員長)いいえ、県の考え方ではなく、委員会としてこの報告書の中にそういうことを書いていいのではないかと。

委員)ただ指定管理は経費削減だけではないから、そこをよく押さえてやらないとおかしくなります。

要するにこの場合、いかに公共のものを持続させて、しかも利用者サービスをどう高めるかが趣旨ですから。それは行政だけでは無理だから民間の力を使うのが指定管理の趣旨ですから、費用削減だけを言うと、その部分をどこで補完するかという収益事業が非常に重要になってくるからバランスが崩れます。その考え方は県としてきちっと持っていたかかないと困ると思います。

委員長)1つのアイデアとしては、今は指定管理で一括していますが、その指定管理の中で、例えば防災部分を県に残して、それ以外を全部指定管理に委ねるという工夫があってもいいかなと思います。

委員)今、●●先生が御指摘された首里城を観光資源としてどう利活用するかは、行政では限界があるからこそ民間に指定管理で委託する流れになっていると理解していて、だからこそ5年ごとにプロポーザルで一般公募をして優秀な提案をしてくださったところを選定する流れがずっと続いてきているわけです。その指定管理のよい部分は残して、ただ収益の向上になじまない防災を指定管理から除くこともありではないかというアイデアですね。

委員長)この辺は今回の最終報告には間に合わないかもしれませんが、視点としては言っておいてもいいのではないかと考えているところです。

委員)分かりました。

委員)気になる点ということで、参考資料5の右側の最終報告書の記載内容の現時点での案には、それを踏まえて指定管理制度でどう管理しているかを記載していたり、第2-4の管理区分、管理体制に押さえるべきポイントを押さえておいて、押さえた事実関係を基に5-5の管理体制で

どういう議論ができるか、考え方を示すことができるのかというところにつなげようかなと思っています。

委員長)ありがとうございます。

ほかに何か御意見等がありますでしょうか。

本日いただいた御意見を目次等の修正案という形で再度お示ししたいと思います。恐らくレポートを仕上げていく中でさらに目次変更の件は出てくると思いますので、それはその都度、先生方と意見交換をして作業を進めていきたいと考えております。

これで終わることになりますが、何か補足で御意見があれば伺いますがありますでしょうか。よろしいですか。

今日の議事はこれで全て終了としたいと思います。では、事務局、お願いいたします。

司会)ありがとうございます。委員会の時間が少し早いので、もしよろしければ事務局から参考資料の御説明をできればと思いますが、いかがでしょうか。

委員長)先生方、お時間はよろしいですか。では、県から少し説明をお願いいたします。

事務局) 資料説明

委員長)ありがとうございます。今の御説明で何か御質問等があればお願いいたします。

委員)聞き逃しているかもしれませんが、姫路城ではなかったかな、何か条例がありましたよね。その話は紹介していないですか、入っていますか。

事務局)条例の話はこの点検の話で。

委員)入っていればいいです。仕組みづくりのときに非常に重要な役割を果たしているんじゃないかな。

委員長)はい、そうだと思います。

委員)よろしく申し上げます。

委員長)分かりました。ほかに何かありますでしょうか。

委員)今回の報告書の内容ではないですが、この検討委員会の最終年度は令和3年度までだと思いますが、今回の報告書の来年の検討事項のつながりの在り方はどこかに記されるのでしょうか。来年度も具体的に防火と管理体制の在り方を検討すると理解しているのですが。最後の総

括と書いてあるところかな、そこに今年度の3月に出す報告書の内容と次の年度における検討事項との関係の整理みたいなものがあつたほうがいいと思いました。

事務局) 首里城火災に係る再発防止検討委員会としては今年度なので、次の3月までで一旦ひと区切りと考えております。その中で、今回の報告書でこうあるべきというところを次年度以降、別の委員会を立てることになりますが、そこで今年度御指摘いただいた部分の具体的な検討を進めていくという考えでございます。

委員) 今年度で最終報告書という形でまとめるわけですね。

事務局) 少し補足します。第三者委員会という括りでは今年度で締めます。次年度も継続しますが、次年度は第三者ではなくて、県も財団も入った委員会にしていきたいと考えております。

委員) お聞きしたいのは、実質的な防火管理体制の在り方は来年度以降も引き続き検討するという理解でよろしいでしょうか。

事務局) はい、そのとおりでございます。

委員) 分かりました。

委員長) そのほかにありますでしょうか。よろしいようですね。では、事務局にお返しします。

司会) 委員の皆様、貴重な御意見をいただきありがとうございました。

本日いただきました御意見につきましては、事務局で整理を行い、委託業務の中で御対応させていただきます。

また、次回の第5回委員会の開催は、令和3年1月19日・火曜日を予定しております。

以上をもちまして、第4回首里城火災に係る再発防止検討委員会を閉会させていただきます。ありがとうございました。

3 閉 会